

## 〈提 題〉

トマス・アクィナスの原罪論<sup>1)</sup>

山口 雅 広

## I はじめに

本シンポジウム提題の目的の一つは、トマス・アクィナスの「原罪」(peccatum originale) 論を、彼の後期の代表作とされる『神学大全』<sup>2)</sup>に依拠しながら論点を絞って概観し、彼のこの論の特徴を浮き彫りにすることである。

そもそもトマスによれば、原罪は、『創世記』に記されるアダムと呼ばれる「第一の人間」(primus homo) が、神命に背いて「第一の罪」(primum peccatum) を犯して以来、彼の子孫であるすべての人間が、「原初的義」(iustitia originalis) つまり原義を失っていることである。そこで第一に、アダムが持っていたとされるこの義とは何か、またその喪失とは何かを見る (II)。ところでやはりトマスによれば、第一の罪は、「起源という仕方」(originaliter) 人類に伝達される。そこで第二に、この起源による伝達とは何かを明確にする (III)。

1) 本シンポジウムにおいて本提題者は、実際には「トマス・アクィナスの原罪論——彼のキリスト教的人間観の一面」という題目で発表した。今回、本提題の再録に当たり、紙幅が限られていることから、彼の人間観というより広い視野から彼の原罪論を捉え直すという試みそのものは、別稿に譲り、そこに含まれる彼の原罪論に関する考察を中心に議論をまとめ直した。それに伴い副題を削除した。

2) 同書を *ST* と略記する。テキストには以下の版を使用した。Thomas de Aquino, *Summa Theologiae*, Editio Tertia, San Paolo, 1999. 引用に当たり、基本的には以下の邦訳を使用し、必要に応じて訳文に変更を加えた。ただし訳し直した箇所もある。トマス・アクィナス『神学大全』稲垣良典・高田三郎・山田晶他訳、全45冊、創文社、1960-2012年。

## II 原義の欠如としての原罪

### A 原罪とは固有には何を意味するのか

さてトマスによれば、原罪は、固有の意味では、原義との関係において消極的に規定される。彼は、アンセルムスに遡ることができるような原罪の伝統的理解、すなわち「アンセルムスが『処女懐妊〔と原罪〕について』〔第2章〕において述べているように、原罪は原義の欠落 (carentia) である」(ST,I-II,q.82,a.1,arg.1) という原罪理解に従って、原罪を、何よりもまず、「人間本性」(humana natura) が原義を欠いている状態であるとする。

実際、彼は以下のように言う。「原罪は、原義の本質側面がそこに存していたところのかの調和の破綻から生じるある反秩序的な状態 (inordinata dispositio) である……。これはちょうど身体的な病気もまた、健康の本質側面がそこに存するところの均衡状態が、それに即して破られるところの身体のある反秩序的な状態であるのと同様である。だから原罪は〔ロンバルドゥスの『命題集』第2巻第30区分第8章において〕「自然本性の病い」(languor naturae) と呼ばれる」(ST,I-II,q.82,a.1,c.)。そして「原罪と呼ばれるところのこの損なわれた状態の原因はただ一つ、すなわち、それによって神への人間精神の従属が取り去られたところの原義の欠如 (privatio) である」(ST,I-II,q.82,a.2,c.)。

もちろん、以上の引用に見られる「ある反秩序的な状態」も、それを引き起こした「原義の欠如」も、アダムがみずからの「意志」(voluntas) によって第一の罪を犯した結果であると、トマスは考える (Cf. ST,I-II,q.81,a.2,c.; II-II,q.163,a.2,c.)。だからトマスは以上の引用において、アンセルムス的な伝統を意識しながら、以下のように言っていることになる。すなわちアダムには、当初、原義がその顕著な特徴となる調和が見られた。しかしこの調和は彼の第一の罪によって破綻してしまい、ある反秩序的な状態が生じてしまった。これが、アダムの墮罪後、人類が囚われている罪の状態、つまり原罪である。

### B 原義とは固有には何を意味するのか

ではアンセルムスが原義と呼び、トマスが受け入れているこの義とは何であるのか。またアダムの墮罪後、その義が失われた結果、人間本性はどのようなものとして残っているのか。

そもそもトマスによれば、原義は、アダムが墮罪する前に、神によって

彼における人間本性全体に賦与されていた「恩寵の賜物」(donum gratiae)である (Cf. *ST,I-II,q.81,a.2,c.*)。詳言すれば、人間本性を完成し、「直しさ」(rectitudo) と呼ばれるその正しい在り方・秩序関係を、三通りの仕方ですなわち (1) 神に対する「理性」(ratio) の服従、(2) 理性に対する魂の他の諸能力の服従、(3) 魂に対する身体の服従を——成立させる恩寵の賜物、これが、トマスの見るところでは、アンセルムスによって原義と名づけられる直しさである。

実際トマスが、原義を、以上のような固有の意味を持つものとして詳論するのは、彼が、当時の主要なトピックの一つ、「第一の人間は恩寵において創造されたのか」(*ST,I,q.95,a.1,tit.*) を検討し、肯定的な解答を与えるときである (Cf. *ST,I,q.95,a.1,c.*)。彼の有名な命題「恩寵は自然本性を廃棄せず、かえってこれを完成する」(*ST,I,q.1,a.8,ad2*) を彷彿とさせるこの解答の中で、彼は、人間本性の次元と恩寵の次元を絶対的に区別しながら、それだけでは未完成の位置にある人間本性を完成し、それだけでは実現できないその正しい在り方をもたらす恩寵の賜物として、原義を説明する。すなわち、彼が『伝道の書』第7章第30節「神は人間を直しい者 (reatus) に造られた」を出発点として論じるところでは、原義は、理性をはじめとする魂の諸能力と身体が、真っ直ぐに神に向かえるように、相互に正しい秩序関係を保つことを可能にする恩寵の賜物であり、この義が、墮罪前のアダムには神から与えられていた。そして、やはりトマスが別の箇所で語るところでは (Cf. *ST,I-II,q.81,a.2,c.*)、もしアダムが第一の罪を犯さなかったならば、彼の子孫である人類にもその賜物は神から与えられるはずであった。しかし、アダムが第一の罪を犯したことによって、その恩寵は彼から失われ、人類には伝えられないことになってしまった。では、アダムの墮罪後、原義を失ったまま残っている人間本性とは、どのようなものであるのか。

### C 原義を欠如する人間本性とはどのようなものか

もちろんアダムの墮罪後、人間は、原義を欠如する以上、もはやこの義を賦与されそれによって護られていたときのように、神との間に正しい関係を結べなくなっている。すなわち、理性が神に服従し、魂の下位の諸能力が理性に服従し、その諸能力に身体が服従するという正しい在り方を、人間本性はいつも保持するわけではない。むしろ「原義に属する調和が破られると、魂のさまざまな能力はさまざまなものへ赴くことにな

る」(ST,I-II,q.82,a.2,ad2)以上、人間は神以外のものへ向かい、不正な在り方をするようになる。これは、トマスが次のように語る通りである。「理性が禁じる何らかの好ましいものとか理性が命じる何らかの苦しいものとかをわれわれが感覚したり思い浮かべたりすることによって、怒りとか欲情とかの欲求が理性に背くことを、われわれは経験から知っている」(ST,I,q.81,a.3,ad2)。例えば、姦淫や偽証、それに盗みは、十戒という神が定めたもろもろの掟によって禁止されている。しかし、現実には、このようなことを神の意に反して行うことがあるのが、墮罪後の人間である。以上の例そのものは、たしかにトマスによって挙げられていない。とはいえ彼の考えに従えば、そのようなことも、以上のように原義に属する調和が人間本性から失われてしまったことに由来することになる。

ところでトマスは、アンセルムス的な原罪理解に従うばかりではない。アウグスティヌスに遡ることができるような原罪の伝統的理解をも尊重し、原罪はある意味では「欲情」(concupiscentia)であるとする。そのわけも以上から理解できる。すなわち「アウグスティヌスは『再考録』[第1巻第15章2]において「欲情は原罪の罪責(reatus)である」と述べている」(ST,I-II,q.82,a.3,s.c.)という原罪理解をもトマスは重視し、「原罪はたしかに質料的には(materialiter)欲情であるが、しかし形相的には(formaliter)原義の欠如である」(ST,I-II,q.82,a.3,c.)と言う。言い換えれば、原義と欲情はそれぞれ、アリストテレスの哲学的諸原理、すなわち規定する側の原理である形相と規定される側の原理である質料を用いて整理され、形相の位置にある原義が取り去られた後、質料の位置に残る欲情もまた、原罪と呼ばれることがあるとされる。実際トマスによれば、原罪、すなわち原義に属する調和が破綻し生じるようになった「魂の他の諸能力の反秩序は、とりわけ、他の諸能力が秩序に反する仕方でも可変的な善に向かって転回する、ということにおいて認められる。たしかにこのような反秩序は、欲情という共通の名称によって呼ばれうる」(ST,I-II,q.82,a.3,c.)。

以上のようにトマスによれば、原罪は、固有の意味では、人間本性に働きかけてこれを完成し、その正しい在り方を実現するような恩寵の賜物を、当の人間本性が喪失している状態である。だから原罪は、人間本性を積極的に不正な在り方に向けて傾けたり、そうするように強制したりするような能動的根源として、この本性に内在したり、この本性の外に実在したりするわけではない。また墮罪後の人間本性は、神から背き去るしかないような、全面的にすっかり墮落した、非常に不正な在り方をするようになって

ているわけでもない。墮罪後の人間本性は、もはや原義という恩寵の賜物によっては護られておらず、さらなる神の恩寵による助けを必要とするにしても、正しい在り方の追求を可能にするような、真理を認識し善を欲求する力を具えている (Cf. *ST*, I-II, q.109, a.2, c. et ad3)。実際、人間は、修練を経て「節制」(temperantia) のような倫理的徳を獲得するに至れば、欲情を理性に従わせられるようになる (Cf. *ST*, II-II, q.141, a.2, c. et a.3, ad2)。しかし、墮罪後の人間本性のそのような力は、いま本章でも触れたばかりであるように (II.C.) 弱まっている以上、意識的にその追求のための努力をしなければ、かえって欲情の赴くがままに不正な在り方をし、ついにはそのような在り方を恒常化してしまいかねない状態に残されている。そしてこのような事態が、トマスが、すでに引用した文中で (II.A.) ロンバルドゥスの『命題集』に関連づけて言うところの、「原罪とは自然本性の病いである」という言葉のより具体的な内容だと言えるだろう。

### III 第一の罪の伝えられ方

さて、原罪が以上のように原義の欠如としてその本質を規定されるとしても、「カトリック信仰に従って、第一の親の第一の罪は起源という仕方では子孫に転移すると主張されるべきである」(*ST*, I-II, q.81, a.1, c.) と言われるように、アダムを第一の親とする人類に彼の第一の罪が伝達されるとすれば、この伝達はどのようにして可能になるのか (「罪の伝達・転移」の問題)。加えて、罪の責任はその罪を犯した個人が負うべきであり (「個人的責任」)、彼の子孫は負わないのではないか (「罪責」の問題)。以下では、まず後者の問題を検討することにしよう。

#### A 罪責の区別

さてトマスは、悪行が犯された場合、その罪は、その行為をした個々の人間が負うべきであるという考えを、非常にはっきりと支持する。つまり彼は「自罪」(peccatum actuale) と呼ばれる各自に固有の罪、ならびに個人的責任を承認する。実際トマスによれば、人間は理性的で意志決定を自由に行いうる主体であり (Cf. *ST*, I-II, q.1, a.1, c.)、人間のもろもろの働きのうち、その種の決定に出る限りでの「人間的行為」(actus humanus) と呼ばれる働きは、功罪を問われるに値する (Cf. *ST*, I, q.83, a.1, c.)。

そしてトマスは、以上のように自罪あるいは個人的責任を明確に肯定するからこそ、父祖の罪のゆえに彼の子孫は罰せられるとする罪責論を、原

則的にははっきりと否定する。実際、彼は『エゼキエル書』第 18 章第 20 節「子は父の不義 (iniquitas) を負わない」を念頭に置きつつ、この聖句を肯定的に解釈して次のように言う。「[子は父の罪を負わない]と言われるのは、罪過 (culpa) を分担しているの でなければ父の罪のゆえに罰せられることはないからである」(ST,I-II,q.81,a.1,ad1)。例えば父が盗みを働き、この盗みを咎められても、子はその盗みに加担していなければ、罪を問われない。(もちろん反対に子が盗みを働いても、父はこの盗みに加担していなければやはり罪を問われない)。したがって、父祖の罪の責任が彼の子孫において問われるとする罪責論は、基本的にはトマスと縁がないことになる。

しかしながらトマスは、いま見たばかりであるように (III) 原罪の教義を受け入れており、アダムが犯した第一の罪に限っては、彼の子孫である人類はこの罪を起源という仕方によって伝達され、その罪責を負うとする。

アダムという一人の人間が罪を犯したせいで、彼を第一の親とする人間という種に属する成員全員が罪に問われるという、以上のような考えは、広い意味では「集団的責任・連帯責任」(collective responsibility) と呼ぶことができるような考えである<sup>3)</sup>。実際アダムの子孫とされる人はみな、彼の第一の罪そのものを、みずからの意志によって犯したわけではない。しかし、以上のような人はみな、人類という自分自身では所属するのを自由に止めることができない集団の成員であるがゆえに、その罪の責任を問われている。

ではアダムと人類の間に罪の深い結びつきを認める、起源という仕方による第一の罪の伝達とは何であるのか。この伝達は、どのようにして可能になるとトマスは考えるのか。引き続き、この罪の伝達の問題を検討することにしよう。

## B 第一の罪の伝えられ方に関する最有力だった学説とトマスによるその批判

さてトマスは、アダムの墮罪後、原義が失われていることに由来するような「魂の罪過的な欠陥は、精子の伝達・授受を通して (per traductionem seminis) 子孫に伝えられる」(ST,I-II,q.81,a.1,c.) という考えを、アダムの第一の罪の、起源という仕方での、彼の子孫への伝達に関するある人びと

3) 以下の書中のこの種の責任が問われるための二条件による。Cf. ハンナ・アレント「集団責任」、ジェローム・コーン編『責任と判断』中山元訳、筑摩書房、2016年、pp.277-278。

の見解として提示する。すなわち、アダムをはじめとする親の魂そのものは子に伝わるわけではない。しかし、その魂の罪過的な欠陥は親自身の身体に及んでおり、親のやはりこのようにして損なわれている精子は子に伝わる。そしてこの精子の伝達を通して、子の身体に欠陥が生じ、子の魂はこの身体と結びつくことに伴って罪過的な欠陥のあるものになるとする見解を、トマスは他の人びとの見解として提示する (Cf. *ST*, I-II, q. 81, a. 1, c.)。この見解は、実質的に当時の「他のスコラ学者たちにおいて共通的に支持されたとされる」、ロンバルドゥスの『命題集』に帰される学説である<sup>4)</sup>。

しかしながらトマスは、当時、非常に人気のあったこの学説を、アダムの第一の罪の、起源という仕方での、彼の子孫への伝達の説明としては不十分であると見て、斥ける (Cf. *ST*, I-II, q. 81, a. 1, c.)。トマスの見るところでは、精子によって引き起こされるアダムと人類の間での起源という仕方での結びつきがあるとしても、この結びつきは、その学説が言うようには、彼らの間での罪の伝達を説明できない。すなわち「何らかの身体的な欠陥が起源という仕方では親から子に転移し、それに付随して魂の何らかの欠陥もまた身体の悪い状態 (*indispositio*) のゆえに転移する——これはちょうど、ときとして、愚者たちが愚者たちから生まれるのと同様である——と仮定しても、それにもかかわらず、起源という仕方では何らかの欠陥を有するということが、このこと自体が、罪過という概念を排除すると考えられる」(*ST*, I-II, q. 81, a. 1, c.)。なぜなら前章で触れたように (III.A.) 「意志的であるということが罪過の本質側面に属する」(*ST*, I-II, q. 81, a. 1, c.) が、精子の伝達を通して親から子に伝えられるとされる以上のような欠陥は、身体的なものであろうとそれに伴う魂のものであろうと、子の意志によって引き起こされていない以上、罪過の特質を持たないからである。

以上のようにアダムの第一の罪の、起源という仕方での、子孫への伝達に関して、当時もっとも有力視されていた学説であっても、その伝達の説明としては不十分であるとトマスは見て、代わりに彼自身の新たな見解を提示する。では彼がより望ましいと見て提示するその説は、どのようなものであるのか。

### C 第一の罪の伝えられ方に関するトマス自身の見解

さてトマスは、もちろん彼自身による以上の批判にあるように、意志的

4) 稲垣良典「訳者註 (487)」, トマス『神学大全』第12冊, 創文社, 1998年, p.412.



であることが罪過の特質に属するという考えを保持しながら、アダムの第一の罪が人類一人ひとりに起源という仕方では伝わっていることを明らかにする。言い換えれば、トマスは、第一の罪が人類に起源という仕方では伝えられていることを明確にするさいに、その伝達が意志的であるのは、どのようにして確保できるのかという問題に取り組むことになる。彼の解答は、以下のように大きく三つの段階に分けられる。

第一にトマスは、政治的共同体と人体の相似性を持ち出してそれによって説明を加えながら、人類はみなアダムから生まれた彼の子孫として、彼に由来する同一の人間本性を共有する、一人の人間であると主張する。実際トマスは以下のように言う。「アダムから生まれるすべての人間は、彼らが第一の親から受け取る自然本性において合致している限りにおいて、一人の人間として考察されうる。これは、政治社会の分野において一つの共同体に属するすべての人間が一つの身体〔に属するすべての部分・肢体〕として見なされ、共同体全体が一人の人間として見なされるのと同様である」(ST,I-II,q.81,a.1,c.)。

ところでトマスによれば、以上のように考えてみると、人類はみな、一人の人間の自然本性を構成する身体に属し、この一人の人間の魂によって動かされるところの、その機能において相互に類似しあう多数の肢体として位置づけられる。またアダム自身は、やはりその一人の人間の自然本性を構成し、その多数の肢体を動かす魂として位置づけられる。そこでトマスは、第二に、罪を問われる悪行を引き起こすような反秩序的な状態が、アダムの子孫に認められ、それが意志的であるのは、その肢体によるのではなく、その肢体を動かすアダムの魂の意志という能力による。これは、手のような一肢体が犯す、例えば殺人という悪行が意志的であるのが、当の肢体自体の意志によるのではなく、人間の魂の意志によるのと同様であるとす。実際トマスは以下のように言う。「このようなわけで、アダムから出てきた多くの人間は、一つの身体の多くの部分・肢体として存在する。ところで、一つの身体的な部分、例えば手の行為が意志的であるのは、当の手そのものの意志によるのではなく、かえって〔身体的な〕諸部分を第一に動かすところの魂の意志による。だから、手が犯す殺人行為は、仮にもし手が身体から切り離されたものとしてそれ自体に即して考察されるとすれば、手に罪として帰せられないだろう。かえってこの殺人行為が手に罪として帰せられるのは、手が、人間の発動の第一根源によって動かされるところの、人間に属するあるものである限りでのことである。このよ



うなわけで、アダムから生まれたこの人間のうちにある反秩序が意志的であるのは、その人間自身の意志によるのではなく、かえって、彼を起源として彼から出てくるすべての者を生殖・生みの運動によって動かすところの第一の親の意志による。これはちょうど魂の意志が、すべての〔身体的な〕部分をそれぞれの部分の行為にまで動かすのと同様である」(ST,I-II,q.81,a.1,c.)。

以上のような次第で、人間がアダムを起源として彼から生まれ、彼から同一の人間本性を受け取る者である限りにおいて、悪行を犯しかねない反秩序的な状態にいるということは、アダムの意志による意志的なものであると見ることができる。たしかに遡ればこの反秩序的状態は、アダムの意志に由来するものであった (II.A.)。トマスは、こうしてアダムの第一の罪が彼の子孫である人類に伝えられていることを認め、第三に、その伝えられている罪の状態を、起源という仕方による罪、つまり原罪であるとする。実際、彼は以下のように言う。「だから、このような仕方では第一の親から子孫に伝えられるところの罪が「原罪」と呼ばれる。これはちょうど魂から身体の諸部分に伝えられるところの罪が「自罪」と呼ばれるのと同様である。そして、ちょうど〔身体の〕ある部分によって犯されるところの自罪が、当の部分の罪であるのは、当の部分が人間そのものに属するものである限りでのことである——このことのゆえに、この罪は「人間的罪」(peccatum humanum) と呼ばれる——のと同様に、原罪が、この人格 (persona) の罪であるのは、当の人格が第一の親から自然本性を受け取っている限りでのことである。だから原罪は「自然本性の罪」(peccatum naturae) とも呼ばれる。これは『エフェソ書』第2章〔第3節〕に、「われわれは生まれながらに (natura) [神の] 怒りの下にいる子である」とある通りである」(ST,I-II,q.81,a.1,c.)。

#### IV まとめ

最後に以上に見てきたことをまとめ、トマスの原罪論の特徴を明確にする。第一に指摘されるべきであるのは、トマスが、固有の意味では、原罪を原義の欠如とするアンセルムス的理解に従っていることである。しかも広い意味では、この理解と、原罪を欲情であるとするアウグスティヌスの理解を、形相と質料というアリストテレス的諸原理によって総合し、原罪を規定していることである。原罪が、少なくとも形式上、以上のような二通りの仕方では規定されていることは、トマスの原罪論の大きな特徴の一つ

だと言えるだろう。

第二に指摘されるべきであるのは、アダムの第一の罪が起源という仕方で人類に伝達されることを、トマスは同時代の他のスコラ学者たちと同様に承認するとはいえ、それがどのようにして可能になるかについては、当時の最有力の学説から離れて、独自の見解を提示することである。すなわち起源という仕方でのその伝達は、子が親から精子を伝達・授受されることにもとづいては理解されず、人類がアダムから人間本性を受け取ることにもとづいて認められる。これもトマスの原罪論の大きな特徴の一つだと言えるだろう。